

久喜市業務継続計画〈地震編〉  
・ 受援計画

令和6年4月

久喜市

# 久喜市業務継続計画<地震編>・受援計画

## 目次

第1章	総則	1
1	業務継続計画・受援計画策定の目的	1
2	業務継続計画とは	1
3	BCPの基本方針	2
4	想定する危機事象	4
5	地域防災計画とBCPの関係	4
6	計画の発動基準	6
第2章	被害想定	7
1	想定地震	7
2	活断層による地震動について	9
3	想定結果（外部環境）	9
(1)	ライフライン・インフラの被害と復旧	11
(2)	避難者及び帰宅困難者の発生	11
(3)	道路・交通機関への影響	12
4	市業務等への影響（内部環境）	12
(1)	職員の被害と参集への影響	12
(2)	庁舎機能の確保への影響	12
(3)	情報システムへの影響	13
第3章	職員の参集	15
1	職員の参集体制	15
(1)	参集基準	15
2	職員の参集予測	16
3	職員配置	17
4	参集状況の把握及び安否確認	17
(1)	参集状況の把握	17
(2)	安否確認	17
5	権限の代行	18
6	必要人員の確保及び職員の応援体制	18
(1)	必要人員数の確保	18
(2)	職員の応援体制	18
(3)	他機関からの人的支援に対する受援体制	19

第4章	災害対策本部	19
1	災害対策本部の体制	19
2	本部長代行順位	19
第5章	庁舎	20
1	庁舎の耐震化	20
2	庁舎の点検	20
3	代替庁舎	20
第6章	備蓄品及び非常用電源	21
1	備蓄品	21
(1)	備蓄	21
(2)	他機関からの物的支援に対する受援体制	21
2	非常用電源	21
第7章	通信	22
1	通信手段の確保	22
第8章	行政データのバックアップ	22
1	行政データのバックアップ	22
第9章	非常時優先業務	23
1	非常時優先業務の特定	23
(1)	非常時優先業務の考え方	23
第10章	受援体制	25
1	受援体制の整備	25
2	災害時の応援職員等の受入れ	27
(1)	受援担当者の役割	27
(2)	応援職員等の受入れに関する基本的な流れ	28
3	県への職員派遣要請について	32
(1)	彩の国災害派遣チームの概要	32
(2)	県への職員派遣要請の流れ	36
(3)	行動計画適用による県のプッシュ型支援について	38
(4)	応急対策職員派遣制度について	38

第11章 業務継続の課題と対策	40
1 人的資源に関する課題と対策	40
(1) 庁外からの応援体制の確立	40
(2) 受託業者の業務継続体制の確保	40
2 物的資源に関する課題と対策	40
(1) 執務環境の確保	40
3 情報に関する課題と対策	40
(1) 情報システムの早期復旧体制の確立	40
第12章 計画の推進	41
1 研修・訓練の実施	41
2 計画の見直し	41
(1) 点検・見直しの基準	41
(2) 進行管理	42
第13章 資料・様式一覧	43

# 第1章 総則

## 1 業務継続計画・受援計画策定の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方の自治体に壊滅的な被害を与え、自治体の機能は、喪失直前まで追い込まれた。

一方、震源地から遠く離れた本市においても、公共交通機関の停止による帰宅困難者の発生、液状化の発生、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の拡散など、市民生活に多くの影響が生じた。

内閣府の発表によると、今後30年間に南関東におけるマグニチュード7クラスの直下型地震が発生する確率は、70%程度と推定されている。

このような中、本市の防災対策は、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に、災害対策基本法第42条の規定に基づく「久喜市地域防災計画（震災対策編）」（以下、「地域防災計画」という。）を基本的かつ総合的な計画として、大規模地震を想定し、震災予防から震災応急対策、震災復旧復興対策まで様々な取り組みを定めている。

また、基礎自治体として常に市民に一番身近なところで、行政サービスを提供していることから、災害対応時であっても、停止することが市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は、継続して実施することが求められている。しかし、前述のような大規模地震が発生した場合、行政自身も例外なく被災し、人員、物資、ライフライン等の制約を受ける可能性が高く、平常時の職務環境を前提とした業務を行うことが難しくなる。

さらには、近年の大規模災害において、支援の円滑な受け入れが災害対応を進めていく上で非常に重要であることが明らかとなっている。

このようなことから、人員、物資、ライフライン等が制約された状況下であっても、非常時優先業務を継続し、早期に復旧させるため、また、迅速、的確に支援を受け入れるため、「久喜市業務継続計画（地震編）・受援計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

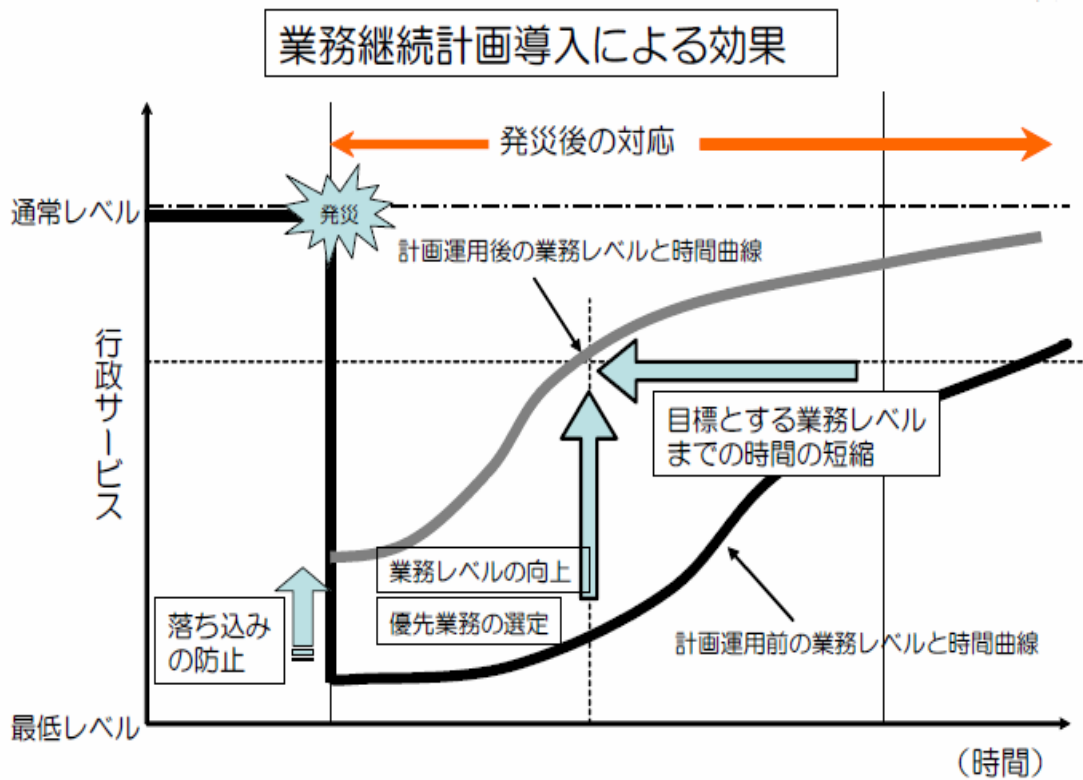
## 2 業務継続計画とは

業務継続計画（BCP：BusinessContinuityPlan）（以下、「BCP」という。）とは、災害発生時に市民の生命・生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持するために、優先して遂行する業務（非常時優先業務）を効果的に遂行するうえで、必要な資源の準備や対応方針・手段を定め、かつ復旧を早めるための計画である。

すなわち、①事前対策、②災害発生後の対応、③平常時のBCPの維持・管理、④継続的な見直しの各要素すべてを含むものである。

大規模地震等の自然災害発生時には、本市も被災し、職員や市内公共施設における各種インフラ等に被害が生じることが想定される。職員はこうした状況のなかでも、地域防災計画に基づき、迅速かつ確かな災害応急対応が求められるのに加え、市民生活に重大な影響をもたらす行政サービス等の通常業務についても、継続実施や早期再開が求められることになる。

こうした事態に備えて業務を中断させない、又は早急に復旧させるための取り組みについて定めるものである。



### 3 BCPの基本方針

大規模地震による災害発生時における本市としての責務を全職員が共有し、全うするため、以下に示す3つの基本方針に基づき、業務継続を図る。

#### ■ 基本方針1

大規模地震が発生した際は、市民の生命、身体及び財産の保護のため、非常時優先業務の遂行に全力を挙げること。

大規模地震という不測の事態においても、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることが責務であることから、災害応急対策を速やかに実施し、かつ、業務停止による市民への影響が大きい行政サービスについては、継続・早期復旧しなければならない。

しかし、大規模地震の発生にあっては、行政も例外なく被災し、人員、庁舎など、様々な資源に制約が生じる恐れがあることから、限られた資源を最大限に活用できるよう、全力で取り組むべき業務（非常時優先業務）と休止する業務をあらかじめ選別し、その業務遂行に全力を挙げる。

#### ■ 基本方針 2

非常時優先業務の遂行目標を設定するとともに、目標実現のために必要な資源の確保と適切な配分を行うこと。

業務停止に伴う市民生活への影響を最小限にとどめるため、発災時に確保できる資源を最大限に活用し、業務を継続・早期復旧することが必要である。そのため各所属は、大規模地震によって資源が制限された場合の対応策と、確保した資源の適正な配分方法について十分な検討を行い、業務に着手すべき時期や実施の水準といった明確な目標を持って業務に取り組む。

#### ■ 基本方針 3

想定される大規模地震による災害の発生に備え、平常時であっても全庁的な取り組みとして業務継続力の向上に努めること。

業務継続力の向上のためには、BCP を全庁的な体制で運用し、継続的な改善を加えることによってレベルアップさせていくことが重要であることから、平常時の取り組みとしては、業務継続を阻害する要因の解消とBCPの組織への定着化を積極的に進めていく。

業務継続を阻害する要因の解消に向けては、短期的で、各所属が単独で取り組める対策だけではなく、中・長期的に全市をあげて調整することが必要な対策も想定されることから、全庁的な体制で解消に向けた取り組みを推進する。

#### 【用語の定義：非常時優先業務】

非常時優先業務は、災害発生後の限られた資源のなかにあっても、本市の復旧・復興や市民生活を維持するために、他の業務に優先して継続・早期復旧を図らなければならない緊急性の高い業務をいう。

## 4 想定する危機事象

BCPの策定に当たっては、ある程度の切迫性が高く、市内及び市有施設等を含め、人・もの・情報・ライフラインなどに対する大きな被害が予測される「関東平野北西縁断層帯地震」（「地域防災計画」に基づく）を危機事象とする。

また、大地震のような甚大な被害が予測される危機事象を対象にBCPを策定することにより、他の災害などの危機事象についてもある程度の応用が利くものとする。

## 5 地域防災計画とBCPの関係

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、久喜市防災会議が策定する法定計画である。本市、防災関係機関、事業所及び市民が震災への予防から応急対策、復旧までに取り組むべき事項を定めた総合的かつ基本的な計画である。

一方、BCPは、災害時に行う地域防災計画に定められた業務及び優先的に継続する業務について、最短で業務の遂行及び復旧を図るために、事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定める独自計画である。

### (1) 地域防災計画とBCPが対象とする業務

- ① 地域防災計画は、本市が市民、事業者、各関係団体等と連携して実施すべき予防・応急・復旧に至る業務を総合的に示す計画である。災害時に本市が実施する業務は部ごとに定められているが、必ずしも庁舎や職員が被災することは前提としていない。

また、通常業務で継続するものがあることも前提としていない。

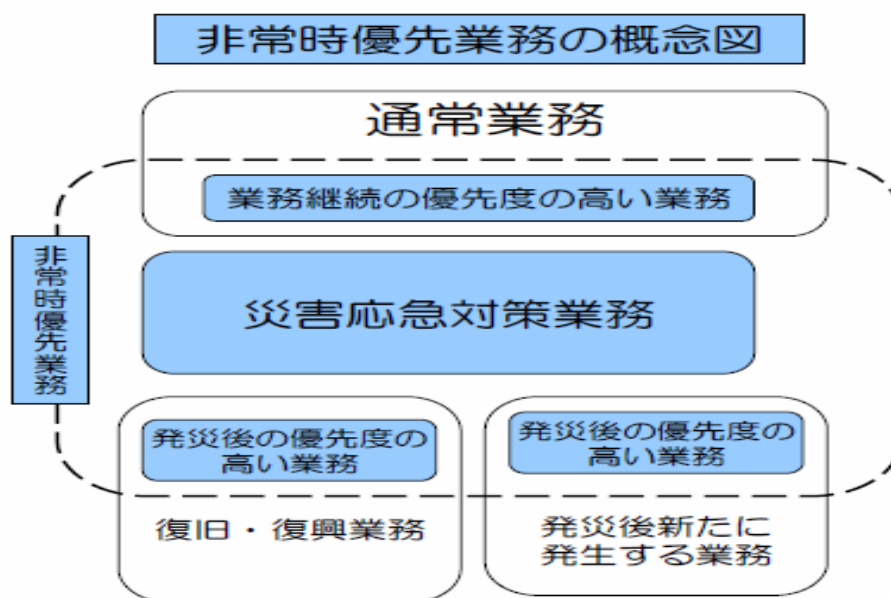
一方、BCPは、庁舎や職員が被災することを前提に、業務資源の確保等の観点から、地域防災計画で定められている業務や優先的な継続業務といった「非常時優先業務」がいつの時点からどの程度実施可能かを検証し、その実現のための具体的手順を定めるものである。つまり、BCPを策定することにより、地域防災計画の実行性が担保される。

ただし、地域防災計画は、BCPにより実行性が担保され続けるだけでなく、業務継続の観点から検証を行い、必要に応じて地域防災計画そのものの見直しを行うものとする。



- ② 非常時優先業務は、優先度の高い通常業務（優先継続業務）、応急対策業務・優先度の高い復旧業務（災害応急対策業務）に分類する。このうち、災害応急対策業務は、地域防災計画でも扱う業務である。

※ 下図のとおり、「災害応急対策業務」と「通常業務、復旧・復興業務、発災後新たに発生する業務のうちの優先度の高い業務」に区分することができる。



図表-1. 非常時優先業務の概念図

(2) 地域防災計画とBCPの比較

区分	地域防災計画	BCP
位置付け	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る総合的かつ基本的な性格を有する計画	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までの実行計画
行政の被災	特に想定しない。	本庁舎及び各行政センター、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源が被災する可能性があることが前提
対象業務	予防業務	
	応急対策業務	応急対策業務
	復旧復興業務	早期に実施する必要のある復旧業務 例：道路、橋梁、上下水道等

区分	地域防災計画	BCP
計画期間	予防～応急対策～復旧復興	発災から1か月間程度
視 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体自体の被害は明確に想定されていない</li> <li>・対応すべき対策をきれなく記載</li> <li>・実施する業務の手順等は災害発生後に決めていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政自体にも甚大な被害があることが前提</li> <li>・非常時の優先業務を絞り込む</li> <li>・業務の目標開始やしベル等をあらかじめ定める</li> </ul>
規定業務	予防	予防（細部計画）
	応急対策	応急対策（細部計画）
	復旧・復興	復旧（細部計画）
		優先度の高い通常業務

## 6 計画の発動基準

- (1) 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合、BCP は自動的に発動するものとする。  
また、市内に震度6弱以上の地震が発生した場合以外においても、市長の判断に基づき、本計画を発動するものとする。
- (2) 市長は、通常体制への復帰が相当であると判断したときは、その旨の指示を行うものとする。
- (3) 本計画が発動された場合は、関連する計画に優先して適用されるものとする。

### 【震度6弱以上】

地域防災計画に基づき、本市の全職員を動員し、組織及び機能の全てをあげて応急対策を推進する体制

## 第2章 被害想定

### 1 想定地震

埼玉県では、これまでに地震被害想定調査を5回実施している。平成24・25年度に実施した5回目の地震被害想定調査は、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震によって顕在化した様々な課題やそれと前後して、関東地域における地震学等の各種の研究成果が新たに示されたこと、また、埼玉県内の社会的状況の変化を受けて行われたものである。

今回、埼玉県が対象とした想定地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の成果を参考にして、次の5つの地震を選定している。

#### ■想定地震の概要

地震のタイプ	想定地震	M	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成26年3月、埼玉県

#### ■被害想定の子測条件

項目	条件	内容
季節・時刻 3ヶ入	夏12時	大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
	冬5時	大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
	冬18時	火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース
風速 2ヶ入	3 m/s	平均的な風速のケース
	8 m/s	強風のケース

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成26年3月、埼玉県

■被害予測項目

項目	予測内容
地震動	震度
液状化	液状化可能性
地盤災害	急傾斜地崩壊
建物	全壊棟数、半壊棟数
火災	出火件数、焼失棟数
人的被害	死者数、負傷者数
津波遡上	河川遡上による津波高さ、浸水域分布
交通被害	道路橋梁被害、鉄道路線被害
ライフライン	電力・通信・都市ガス・上水道・下水道の被害数、供給支障数
生活支障	避難者数、帰宅困難者数、住機能支障、飲食機能支障、衛生機能支障、要配慮者数、エレベータ停止台数、中高層階住宅支障
その他	危険物等関連施設、河川、火山噴火降灰、大規模停電、長周期地震動、大規模盛土造成地、防災公共施設、震災廃棄物量、直接被害額

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成26年3月、埼玉県

■想定地震の断層位置図

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年 3 月、埼玉県



## 2 活断層による地震動について

活断層による地震動の計測にあたっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定している。

関東平野北西縁断層帯は3点（北、中央、南）、立川断層帯は2点（北、南）のパターンを設定している。

### ■活断層の破壊開始点



出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26 年 3 月、埼玉県

## 3 想定結果（外部環境）

埼玉県が想定した5地震による本市への被害の発生状況を見ると、本市に最も大きな被害をもたらす地震は関東平野北西縁断層帯地震である。関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、本市における最大震度は7と予想されている（破壊開始点（南）の場合）。破壊開始点の位置により最大震度と被害想定は異なるが、被害項目ごとの最大値は次のとおりである。

建物被害は、全壊が537棟、半壊が2,566棟、焼失が63棟と予想されている。人的被害については、死者数が28人、負傷者数が403人で、そのうち34人が重傷者と予想されている。避難者数(1日後)は2,590人、帰宅困難者数は平日で最大18,284人と予想されている。

ライフラインの被害については、上水道の断水人口が48,379人となっている。

また、最も切迫性の高い地震と想定される茨城県南部地震が発生した場合、本市における最大震度は6弱と予想されており、それに伴う被害の発生状況は次のとおりである。

建物被害は、全壊が287棟、半壊が806棟、焼失が20棟と予想されている。人的被害については、死者数が1人、負傷者数が56人で、そのうち1人が重傷者と予想されている。避難者数(1日後)は1,142人、帰宅困難者数は最大17,277人と予想されている。

ライフラインの被害については、上水道の断水人口が8,751人となっている。

■本市における地震被害想定結果

項目	予告内容	単位	東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震			
						破壊開始 点(北)	破壊開始 点(中央)	破壊開始 点(南)	破壊開 始点 (北)	破壊開 始点 (南)		
震度		-	5強	6弱	5強	6強	6強	7	5弱	5弱		
発生 確率	今後30年以内	-	70%	70%	ほぼ0%	ほぼ0%~0.008%			0.5%~2%			
液状 化	高い地域	面積	km <sup>2</sup>	0	0.929	0	2.390	1.015	1.168	0	0	
		面積 率	%	0.0	1.3	0.0	3.0	1.3	1.8	0.0	0.0	
建物 被害	全壊 (揺れ+ 液状化)	全壊 棟数	棟	6	287	19	537	411	375	0	0	
		全壊 率	%	0.01	0.52	0.03	0.97	0.74	0.68	0.00	0.00	
	半壊 (揺れ+ 液状化)	半壊 棟数	棟	23	806	55	2,566	2,235	1,600	0	0	
		半壊 率	%	0.04	1.45	0.10	4.62	4.02	2.88	0.00	0.00	
	焼失 <sup>1)</sup>	焼失 棟数	棟	8	20	10	63	55	36	1	0	
		焼失 率	%	0.01	0.03	0.02	0.10	0.09	0.06	0.00	0.00	
人的 被害 <sup>2)</sup>	死者数		人	0	1	0	28	21	20	0	0	
	負傷者数		人	2	56	4	403	345	261	0	0	
	うち重傷者数		人	0	1	0	34	25	25	0	0	
ライフ ライン 被害	電気 <sup>1)</sup>	停電 人口	直後	人	409	19,343	1,256	36,177	27,721	25,307	0	0
			1日 後	人	82	2,986	215	5,644	4,342	3,931	3	0
		停電 率	直後	%	0.27	12.54	0.81	23.44	17.96	16.40	0.00	0.00
			1日 後	%	0.05	1.94	0.14	3.66	2.81	2.55	0.00	0.00
	電話 <sup>1)</sup>	不通 回線	回線 数	回線	6	38	8	102	86	71	1	0
			不通 率	%	0.01	0.06	0.01	0.16	0.14	0.11	0.00	0.00

項目	予告内容			単位	東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
								破壊開始 点(北)	破壊開始 点(中央)	破壊開始 点(南)	破壊開 始点 (北)	破壊開 始点 (南)
ライフ ライン 被害	電話 <sup>1)</sup>	携帯 電話	停電 率	%	0.1	1.9	0.1	3.7	2.8	2.5	0.0	0.0
			不通 率	%	0.0	0.1	0.0	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0
	都市 ガス	供給停止 件数	件	0	28,607	0	38,318	39,192	33,156	0	0	
		供給停止 率	%	0.0	64.3	0.0	86.1	88.0	74.5	0.0	0.0	
	上水道	断水人口	人	280	8,751	0	22,857	16,275	48,379	4,950	0	
	下水道	機能支障 人口	人	18,200	25,639	18,588	28,692	28,188	26,780	5,308	564	
生活 支障	避難 者数 <sup>1)</sup>	1日後	人	48	1,142	100	2,590	2,101	1,720	4	0	
		1週間後	人	67	1,722	100	4,200	3,247	5,120	4	0	
		1か月後	人	48	1,263	100	6,291	4,611	8,762	4	0	
	帰宅 困難 者数 <sup>3)</sup>	平日	人	16,989	17,277	14,107	18,284	18,284	16,651	4,858	2,438	
		休日	人	15,683	15,998	12,829	16,996	16,996	15,396	4,450	2,317	
その 他	廃棄 物 <sup>1)</sup>	災害 廃棄物	万 ト	0.3	6.7	0.6	10.5	8.2	6.9	0.0	0.0	
			万 m <sup>3</sup>	0.2	4.3	0.4	6.8	5.3	4.5	0.0	0.0	

※ 1)の項目に関しては、冬18時、風速8m/sの結果

※ 2)の項目に関しては、冬5時の結果

※ 3)の項目に関しては、内閣府手法（出典：南海トラフの巨大地震の被害想定第二次報告、内閣府）による夏12時の結果

出典）「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成26年3月、埼玉県

### (1) ライフライン・インフラの被害と復旧

震度6強となる地域ではライフラインやインフラ等に被害が発生し、利用が制限されることが想定される。また、通信（固定・携帯電話）や道路等は、それ自体に被害が発生していなくとも、地震発生後に利用が集中することによって、通常どおりに利用することができなくなると考えられる。

### (2) 避難者及び帰宅困難者の発生

被害想定から、関東平野北西縁断層帯地震(最大震度7)の発災時には、本市においては、1,720～8,762人(1日後～1か月後)の避難者及び15,396～18,284人の帰宅困難者が発生し、避難所等へ避難することから、避難所の運営等には多くの職員の労力が割かれることが予想される。



### (3) 道路・交通機関への影響

幹線道路（国道4号、国道122号及び主要地方道さいたま栗橋線等）が南北方向に縦断し、都市部との間の人的・物的輸送手段となっており、道路閉鎖等が起きた際の災害活動等への支障が懸念されるため、早期復旧活動への対応は重要となる。

また、JR 宇都宮線と東武伊勢崎線が乗り入れる久喜駅、JR 宇都宮線と東武日光線が乗り入れる栗橋駅、JR 宇都宮線の東鷲宮駅、東武伊勢崎線の鷲宮駅、東武日光線の南栗橋駅があり、首都圏へ通勤・通学する市民の貴重な足となっているため、帰宅困難者対策とともに両線の早期復旧は重要となる。

## 4 市業務等への影響（内部環境）

想定する地震が発生した場合、本市の業務に対して以下のような影響が懸念される。

そのため、特に、非常時優先業務の継続にあたっては、最低限必要な資源を把握しておき、必要量を確保して優先的に利用するための準備を行う必要がある。

### (1) 職員の被害と参集への影響

平日の勤務時間中に発災した場合、ほとんどの職員は勤務中であり、オフィス家具や事務機器の転倒等による負傷者が多数発生する可能性がある。他方で、夜間・休日の勤務時間外に発災した場合には、ほとんどの職員が自宅滞在中等であり、参集が遅れる、あるいは参集できない可能性がある。特に、市外に住む職員は、鉄道被害や道路の閉鎖状況のために参集が大幅に遅れることが予想される。

全ての職員が被災する可能性があることを前提として、日頃より、執務スペースの整理・耐震対策や、徒歩等（徒歩、自転車、バイク）による参集に備えておく必要がある。

本市における職員の参集予測は、第3章「職員の参集」に記載のとおりである。

### (2) 庁舎機能の確保への影響

本庁舎及び各行政センターをはじめ、市職員が勤務する施設は、想定する地震により倒壊する可能性は低いが、固定されていないオフィス家具や事務機器が転倒する等、執務スペースの確保が困難になるとともに、エレベータの停止により、閉じ込め被害が発生することも予想される。

また、停電や通信の不通等ライフラインの被害により、端末や一



般電話・FAX、テレビ等の利用が制限され、職員の安否確認や関係機関との連絡に支障をきたすことが予想される。さらに、公共施設等では、駅や大規模集客施設等に溢れた滞留者や帰宅困難者が避難してくることで、施設内の安全確保や来庁者案内等の業務負荷が増大する可能性がある。

一方、庁舎等が機能している場合でも、災害対応は広範にわたり、職員が大幅に不足することが想定されることから、優先度の高い通常業務は、優先順位に応じて業務を取捨選択し、どの市有施設でどのようなサービスを行うかを決定する必要がある。

災害対策本部が設置される本庁舎及び各行政センターで想定される状況は以下のとおりである。

項目	想定される状況
電力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常用発電機による供給は期待できない。</li> <li>○ 復旧の目途：電力復旧状況による。</li> <li>※電力会社の方針として、行政や災害救助活動等を担当する機関の電力確保（復旧）を優先的に実施。</li> <li>※最大3日間で復旧：東京電力パワーグリッド（株）</li> </ul>
通信 （電話）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 停電時には、災害時優先電話及びアナログ電話対応する。</li> <li>※通信会社の方針として、行政や災害救助活動等を担当する機関の回線確保（復旧）を優先的に実施。</li> <li>○ 防災行政無線（固定系）：本庁舎3階無線室より通信</li> <li>○ 衛星携帯電話（危機管理課1、建設管理課1、各行政センター1）</li> <li>○ エリアメールの提供（NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）の実施</li> </ul>
ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市ガスは安全措置によりガスの供給が中断する。（供給停止率100%）</li> <li>○ 復旧の目途：数日から1か月程度</li> </ul>
上・下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 停電や配管・受水槽の損傷などにより上・下水道の断水が発生する可能性がある。</li> <li>○ 復旧の目途：数日から1か月程度</li> </ul>

### (3) 情報システムへの影響

住民サービスに関わる大半の業務は情報システムで運用しており、システムやネットワークの中断は各課の業務継続に多大な影響を与えるため、耐震化対策はもとより想定被害に対する代替策や早期復旧体制を構築しておくことが重要となる。

項目	想定される状況
情報システム	<p data-bbox="512 286 836 320">【住民情報システム】</p> <ul data-bbox="512 327 1203 483" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="512 327 1203 360">○ 停電時：システムダウン／非常用電源：無</li> <li data-bbox="512 367 967 400">○ バックアップデータ：外部</li> <li data-bbox="512 407 967 441">○ 緊急時の業者との連携：有</li> <li data-bbox="512 448 858 481">○ 復旧の目途：1週間</li> </ul> <p data-bbox="512 495 836 528">【内部情報システム】</p> <ul data-bbox="512 535 1203 692" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="512 535 1203 568">○ 停電時：システムダウン／非常用電源：無</li> <li data-bbox="512 575 967 609">○ バックアップデータ：外部</li> <li data-bbox="512 616 967 649">○ 緊急時の業者との連携：有</li> <li data-bbox="512 656 858 689">○ 復旧の目途：1週間</li> </ul>

## 第3章 職員の参集

### 1 職員の参集体制

災害発生直後に非常時優先業務の実施体制を確保するためには、必要な人員の確保と適切な配置が不可欠である。特に、想定する地震が夜間・休日の勤務時間外に発生した場合には、迅速な職員の参集が求められる。

#### (1) 参集基準

##### ① 勤務時間内

原則として市域に「震度5弱」以上の地震が発生した時、総括班（危機管理課）は、体制配備及び動員に関する連絡を庁内インフォメーションや職員緊急招集メール等を用いて各部に行う。各職員は、各部長並びに各班（課）長の指示に従い初動対応を行う。

##### ② 勤務時間外

休日・夜間等における職員の動員は、原則として自主参集とする。各職員は、防災アプリ、テレビ、ラジオ等により本市の震度に関する情報を把握し、動員職員に指定されている職員及び避難所参集職員は、自主的に参集して初動対応を行う。

また、原則として市域に「震度5弱」以上の地震が発生した時、総括班（危機管理課）は、体制配備及び動員に関する連絡を庁内インフォメーションや職員緊急招集メール等を用いて各部に行う。

#### ■自主参集基準

基準	内容
本市の震度が震度5弱の場合	地震発生時の配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に自主参集する。
本市の震度が震度5強の場合	地震発生時の配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に、避難所参集職員は所定の避難場所に自主参集する。
本市の震度が震度6弱以上の場合	全職員が自主参集するものとし、地域防災拠点及び避難場所に配置された職員は所定の場所へ、その他の職員は所属の執務場所に自主参集する。

## 2 職員の参集予測

本計画では、夜間・休日の勤務時間外に発災したことを想定し、全職員を対象として、参集予測を行った。

予測にあたり、職員の居住地と参集先の距離から、徒歩等参集にかかる時間を考慮して集計した（令和5年8月調査）。

職員の被災を考慮しない場合の参集状況は、次のとおりである。

- ・当日の参集率は、約88%である。  
「当日」とは、連続徒歩による参集が現実的と考えられる、発災後5時間以内（15km 圏内）としている。
- ・参集先から30km 以内の距離の場所に居住する職員は、徒歩又は自転車等を用いて3日以内には参集する。30km 以遠に居住する職員でも、被害が比較的軽微な地域であれば、公共交通機関等が順次復旧していくことが予想されるため、大半が3日以内に参集できる。合わせて約98%の職員が、3日以内に参集できると考えられる。
- ・参集先から30km 以遠に居住する職員を含め、概ね1週間以内に全職員が参集できる。

### ■時間毎の職員参集予測

経過時間 距離	当日中			3日以内	1週間 以内	合計
	～1時間	～3時間	～5時間			
参集予測	～3km	～9km	～15km	～30km	30km～	
参集者	199人	436人	203人	99人	16人	953人
参集者累計	199人	635人	838人	937人	953人	953人
全体参集率	21%	67%	88%	98%	100%	—

令和5年8月の調査結果<sup>(※1)</sup>

※1 全体参集率における職員の参集予測は、死傷及び自宅被害等を見込んでいない。

### ■部署別職員参集予測

発災当日から1週間後までの部・局別職員の参集予測は、資料1「職員参集予測」のとおりである。

### 3 職員配置

参集状況に応じて優先度の高い非常時優先業務に取り組むものとするが、職員数の不足が見込まれる中、非常時優先業務を迅速かつ的確に遂行するためには、必要な人員の確保と適切な配置を行う必要がある。

### 4 参集状況の把握及び安否確認

非常時優先業務を迅速かつ的確に執行する体制を整えるためには、職員の参集状況の把握と安否確認を速やかに行うことが不可欠である。

#### (1) 参集状況の把握

- ① 地域防災計画内の職員動員計画で動員されることとなっている所属長は、発災後直ちにそれぞれの執務室に参集するとともに各所属の参集状況を把握し、所属班長に報告する。
- ② 各班長は、所属部長に参集状況を報告する。
- ③ 各部長は、総務・動員班（人事課）に参集状況を報告する。
- ④ 総務・動員班（人事課）は、総括班（危機管理課）と参集状況を共有する。

#### ■把握内容

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 参集職員の職名、氏名、人数、参集日時</li><li>・ 未参集職員の職名、氏名、人数</li></ul> |
|---|

#### (2) 安否確認

##### ① 参集している職員の安否確認

参集している職員は、基本的には勤務可能であると判断するが、参集している職員についても、負傷等に関する報告を求める。

各所属は、総務・動員班（人事課）が指定する被害状況調査票を用いて調査を実施し、各班長はとりまとめの上、総務・動員班（人事課）に報告するものとする。

#### ■報告内容

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 負傷の有無（本人・家族）、負傷の程度、勤務の可否、自宅の被災の有無、搬送先医療機関等</li></ul> |
|--|

##### ② 未参集職員の安否確認

各所属長は、使用可能なツールを用いて未参集職員の安否確認を行う。災害による通信・交通手段の途絶も考えられ、ある程度の時

間を要する場合もあると予想される。全庁的な安否確認状況を把握している総務・動員班（人事課）と情報共有しながら定期的に安否確認を行うものとする。

上記①と同様の方法で報告するものとする。

### ③ 職員家族の安否確認

各所属長は、職員が家族の安否を確認するための時間を持てるよう配慮するものとする。

また、総務・動員班（人事課）は、企画財政班や広報・情報収集班などの協力を得て、「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用伝言板」などの安否確認手段の確保のため、必要な措置を行う。

※地域防災計画内の職員動員計画で動員されることとなっていない所属長においても、所属職員の安否確認と報告は行うものとする。

例）震度5弱の場合

→企画政策課や財政課は動員されないが、所属職員の安否確認と報告は行う。

### ④ 総務・動員班（人事課）は、総括班（危機管理課）と安否状況を共有する。

## 5 権限の代行

災害時において権限者が不在で連絡が取れない場合においては、久喜市事務専決規則（平成22年規則第8号）、久喜市会計管理者事務専決規則（平成22年規則第9号）及び久喜市教育委員会事務専決規程（平成22年訓令第1号）の代決規定による。

## 6 必要人員の確保及び職員の応援体制

### (1) 必要人員数の確保

各所属において非常時優先業務に係る要員をあらかじめ指定するとともに、発災直後の職員の行動を明確化するものとする。

### (2) 職員の応援体制

所属内で必要人員が確保できないと想定される場合は、まずは、各部・班内で応援体制を確立する。

各部・班のみで対応できない場合には、総務・動員班は、本部長の判断、各部・班の応援要請に基づき、職員の参集状況、担当する業務に必要な資格や経験等の人的資源を勘案し、非常時優先業務が実施できるよう職員配置を行う。

(3) 他機関からの人的支援に対する受援体制

総務・動員班は、国や他自治体並びに民間企業やボランティア等から人的支援を受けるため、受援に関する調整を行う。

詳細については、「第10章 受援体制」を参照すること。

## 第4章 災害対策本部

### 1 災害対策本部の体制

本市の地域において想定する地震が発生した場合には、久喜市災害対策本部条例（平成22年条例第187号）に基づき、災害対策本部を設置し、災害対策本部長（市長）の統括のもと全庁的な体制をもって対応にあたる（詳細は「地域防災計画」を参照）。

### 2 本部長代行順位

災害対策本部長が不在又は、災害対策本部長に事故がある場合は、次の順位によりその職務を代行する。

第1順位：副市長	第2順位：教育長	第3順位：市長公室長
----------	----------	------------

## 第5章 庁舎

### 1 庁舎の耐震化

非常時優先業務遂行の拠点となる庁舎等の安全を確保することが必要であるため、庁舎等の耐震化については早急を実施する。

### 2 庁舎の点検

非常時優先業務の実施拠点として、庁舎等の安全確認を行う必要がある。本庁舎をはじめ職員が勤務する施設は、想定する地震により倒壊する可能性は低いが、非常時優先業務に従事するための執務スペースを確保するにあたり、余震の発生も想定したうえで十分に安全確認、点検を行う。

### 3 代替庁舎

本庁舎が被災した場合、本庁舎の使用可否を判断し、使用できない場合は、久喜総合文化会館等公共施設の使用の可能性を検討し、当該施設に災害対策本部を設置する。

なお、代替庁舎については、事前に検討・検証しておくことが重要である。



## 第6章 備蓄品及び非常用電源

### 1 備蓄品

#### (1) 備蓄

危機管理課は、避難者及び従事職員が約3日間、必要不可欠な品目（食料、保存水、災害用トイレ、紙おむつ、生理用品、及び防災資機材等）並びに帰宅困難者が1食分（または1回分）必要とする品目（上記同様）について、備蓄するものとする（詳細は「久喜市備蓄計画」を参照）。

#### (2) 他機関からの物的支援に対する受援体制

市民ボランティア班、産業班及び被災者救援班は、他機関からの物資支援を受けるため、受援に関する調整を行う。

### 2 非常用電源

業務継続に必須の資源である照明やパソコン等は、電力の供給に依存するため、商用電源が停止した場合における非常用電源の確保が極めて重要である。また、非常用電源が稼働できるだけの燃料を確保する必要がある。特に防災上重要な施設について、非常用発電設備及び燃料補給体制の整備を図り、計画的に配備する必要がある。

## 第7章 通信

### 1 通信手段の確保

平常時、業務で使用している電話、メール及び FAX などが災害時には使用できない可能性がある。災害時でも確実に、内部及び外部と連絡を取り合えるよう、通信手段を複数準備することが重要である。

また、現在の光ファイバ網だけでなく、災害時にも使用できる無線通信手段を確保する、ソーラー電源を整備する等、災害並びに停電に強い通信手段を準備する必要がある。

## 第8章 行政データのバックアップ

### 1 行政データのバックアップ

データについては、一度喪失すると復元不可能なものが生じることから、データのバックアップについては、十分対策をとる必要がある。

災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データは不可欠であるため、特に非常時優先業務の遂行に必要となる重要な行政データについて、優先してバックアップを確保する。

しかし、複製や外部への持ち出しについては、久喜市情報セキュリティポリシーに則り、適正に行う必要がある。

## 第9章 非常時優先業務

### 1 非常時優先業務の特定

#### (1) 非常時優先業務の考え方

##### ① 優先度の評価

優先度の評価については、各業務が中断した際の影響の及ぶ事象と発災からの中断期間に応じた影響の程度の2つの基準で優先度を評価する。

##### ア 影響の及ぶ事象について

業務が中断した場合、広く影響を及ぼすと考えられるが、とりわけ大きな影響が及ぶものを選択するものとする。影響の及ぶ事象は、以下の5項目とする。

- 市民の生命・生活への影響
- 個人の権利・資産への影響
- 地域の事業者への影響
- 法定処理期間・期日への影響
- 社会機能の維持・回復への影響

##### イ 目標着手時間

各業務について目標着手時間別に優先度の整理を行うものとする。目標着手時間とは、発災後その期間内に業務に着手すれば重大な影響が生じるのを防止・抑止できる時点を指すもので、区分は以下のとおりとする。

##### ■目標着手時間の区分

目標着手時間の区分			
当日中	3日以内	1週間以内	1週間以上

##### ウ 優先度の評価について

業務中断後、経過した期間により生じる影響の程度に応じて優先度の評価を行った。業務中断期間と影響の程度による基準は、以下のとおりとする。

■業務中断期間による評価基準（通常業務）

優先度	業務中断期間による影響の程度
A	発災後直ぐに業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、または都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
B	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、または都市機能維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
C	遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、または都市機能維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務
D	発災後1週間以上は着手せず、中断が市民の生命・生活及び財産、都市機能維持に直ちに影響を及ぼさないと見込まれる業務

② 非常時優先業務と目標着手時間

災害対策本部体制のほか、市民への影響が大きいと評価された業務の目標着手時間は、資料2 業務継続計画(地震編) 情報整理シートで整理するものとする。発災当日における応急復旧業務の優先順位については、地域防災計画及び各個別マニュアルの中で整理するものとする。また、優先度の高い通常業務については、人命に関すること及び緊急性等の観点から、順次着手していくこととする。

## 第10章 受援体制

本章では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、本市における応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務について明らかにし、応援要請・受入手順等について具体的に定めるものとする。

### 1 受援体制の整備

本市における市内全体の受援担当者、各業務の受援担当者及び県の体制については、下表のとおりとする。

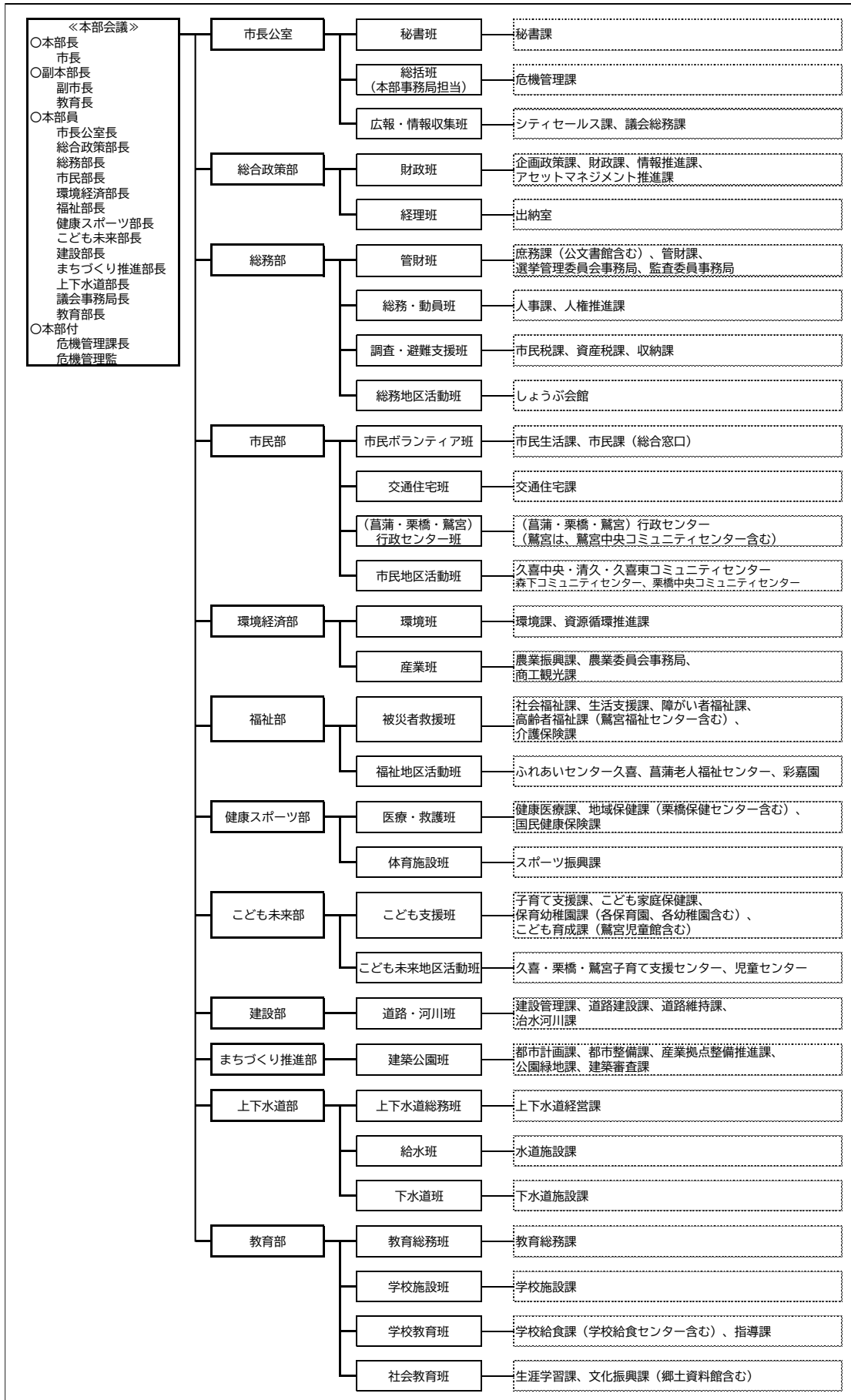
分類	(班名) 業務名	区分	担当部署・役職	連絡先
市内全体の受援担当者	(総務・動員班) 受援	責任者	人事課長	令和6年度に確認し、入力する予定です
		担当者	人事課 主幹	
			人事課 課長補佐	
各業務の受援担当者	(総括班) 災害マネジメント	責任者	危機管理課長	
		担当者	危機管理課 危機管理係長	
	(被災者救援班) 避難所運営	責任者	社会福祉課長	
		担当者	社会福祉課 社会福祉係長	
	(産業班) 救援物資	責任者	農業振興課長	
		担当者	農業振興課 農業振興係長	
	(環境班) 災害廃棄物処理	責任者	資源循環推進課長	
		担当者	資源循環推進課 廃棄物収集係長	
	(調査・避難支援班) 住家被害認定調査 罹災証明書交付	責任者	資産税課長	
		担当者	資産税課 家屋係長	

#### 埼玉県の連絡窓口

分類	担当部署	連絡先
埼玉県	統括部 市町村班	TEL 048-830-8181
	行田支部 利根地域振興センター	TEL 048-555-1110 FAX 048-554-4442 防災電話 (発信特番)-279-951 防災FAX (発信特番)-279-950

■久喜市災害対策本部組織図

令和6年4月1日現在



## 2 災害時の応援職員等の受入れ

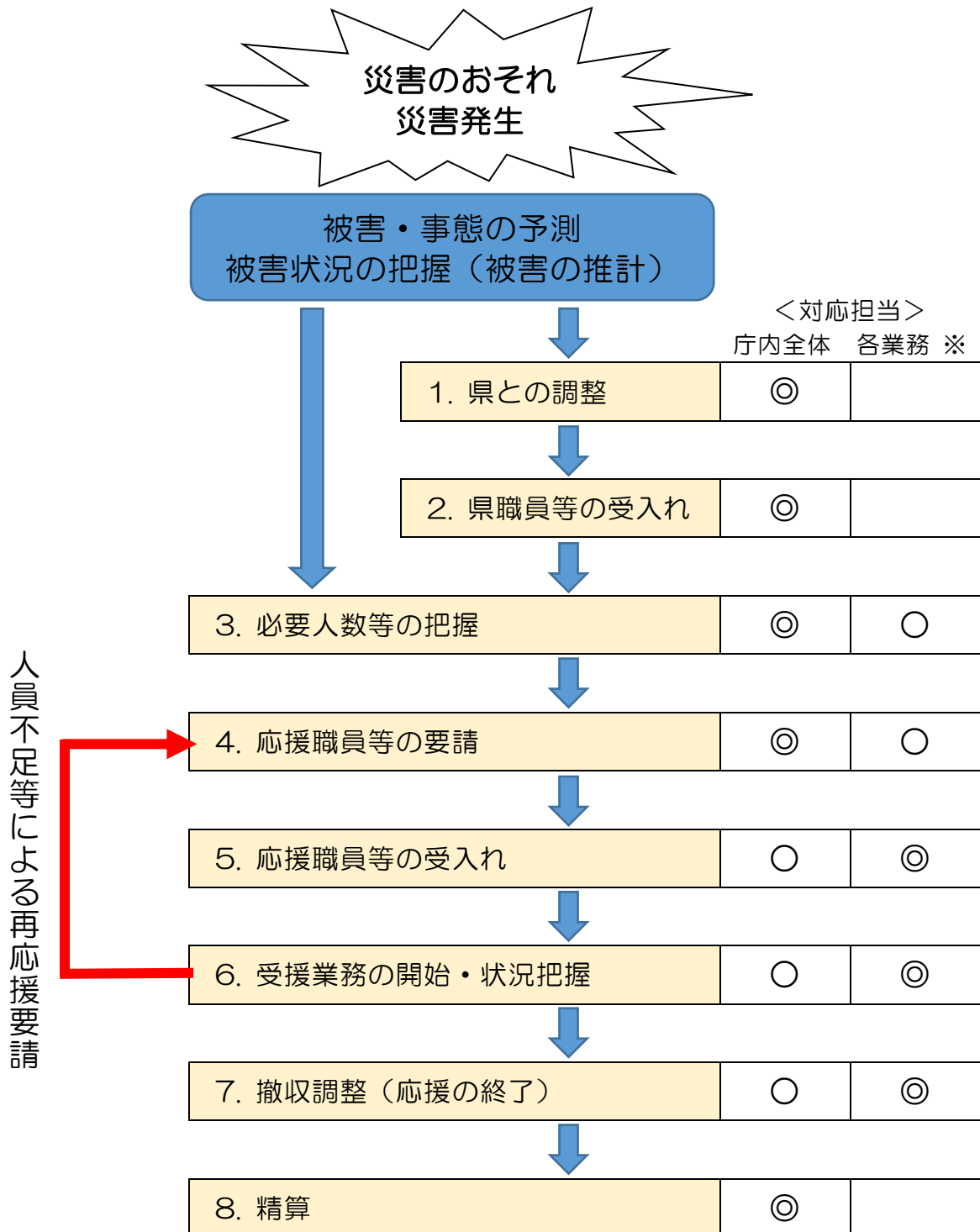
### (1) 受援担当者の役割

庁内全体の受援担当者及び各業務の受援担当者の主な役割は下表のとおりとする。

	主な役割
庁内全体の受援担当者	<ul style="list-style-type: none"><li>外部への応援要請・受入れ調整に関する事。</li><li>受援に関する状況把握・とりまとめに関する事。</li><li>受援に関する庁内全体の調整会議の運営に関する事。</li><li>その他応援に関する事。</li></ul>
各業務の受援担当者	<ul style="list-style-type: none"><li>各業務の受援ニーズ、必要人数等の把握に関する事。</li><li>庁内全体の受援担当者との応援職員等の受入れ調整に関する事。</li><li>各業務の応援職員等の受入れに関する事（状況把握、サポート等）。</li></ul>

(2) 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ

本市における、災害時の応援職員等の受入れの基本的な流れは次のとおりとする。



※庁内全体：庁内全体の受援担当者 各業務：各業務の受援担当者  
 対応担当が◎となっているものは、県や応援職員とのやりとりを主に担当する。



## 1. 県との調整【庁内全体】

庁内全体の受援担当者は、災害発生のおそれがある段階における被害・事態の予測や、災害発生時における被災状況や職員の参集状況などを踏まえ、県（派遣されているリエゾンも含む）に対し、応援の必要性を伝え、必要となる応援の内容と応援規模等を相談する。

応援職員等の要請や災害マネジメントについて不安のある場合は、県と調整の上、それらに関して知見のある県職員や総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チームの派遣を要請する。

県では、受援ニーズの把握や災害マネジメント支援のため、以下のとおり県職員等を派遣することとされている。

派遣される 県職員等	概要
市町村情報連絡員(係)	震度6弱以上の地震が起きた場合等に、被災市町村に派遣され、被害状況や受援ニーズに関する情報収集を行う。 休日・夜間は、市町村庁舎の近隣に居住するあらかじめ指定された職員が市町村情報連絡員として派遣される。平日勤務時間内は県支部職員が市町村情報連絡係として派遣される。
彩の国災害派遣チーム 先遣隊	「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」に基づき派遣される「彩の国災害派遣チーム」の第一隊。 (彩の国災害派遣チームの詳細については「3 県への職員派遣要請について(1) 彩の国災害派遣チームの概要」を参照) 先遣隊は被災状況や受援ニーズの把握を行う。
彩の国災害マネジメント 支援員	被災市町村の要請に基づき派遣され、首長への助言や幹部職員との調整等を通じて、災害対応のノウハウの助言や推進体制の整備などの管理マネジメントに関する助言、関係機関との連絡調整などにより災害マネジメントを支援する。 候補者は、県地域振興センター地域防災幹や、市町村に役付きで派遣された経験を有する者など。

## 2. 県職員等の受入れ【庁内全体】

庁内全体の受援担当者は、県職員等の受入れにあたって必要となる執務スペースを確保し、受入れ環境を準備する。

### 3. 必要人数等の把握【庁内全体（各業務）】

庁内全体の受援担当者は、必要に応じて県職員等の助言等を受けながら、各業務の受援担当者に対し、応援側に求める業務内容等と必要人数（正確な値を求めることが困難な場合は、その時点で必要と考えられる大まかな人数）を整理するよう依頼する。

各業務の受援担当者は、庁内で動員できる職員等も考慮して必要な応援人数を見積もる。

### 4. 応援職員等の要請【庁内全体（各業務）】

庁内全体の受援担当者は、各業務の受援担当者に応援が必要な業務内容と人数等を確認する。

庁内全体の受援担当者は、応援が必要な業務内容と人数を取りまとめ、本部長の承認のもと、県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。

なお、あらかじめ定められたルール等に基づき各業務の受援担当者が要請を行う場合には、庁内全体の受援担当者と情報共有する。

### 5. 応援職員等の受入れ【各業務（庁内全体）】

各業務の受援担当者は、応援職員等が円滑に活動できるよう、執務スペース、資機材等や被災地の地図、各種マニュアル等を準備する。また、男女別の休憩スペースや更衣室の設置等、応援職員が安全で安心できる受入環境の整備に努める。

各業務の受援担当者は、応援職員等を受け入れる際には庁内全体の受援担当者と情報共有する。

応援職員等が到着した際、最初の打合せにおいて、被災地の状況や業務内容等を説明（※）する。

#### ※説明事項の例

- ①現在の状況
- ②関係者のリストや連絡先
- ③執務場所、休憩場所
- ④必要な資源の確保方法
- ⑤働く期間・一日のスケジュール
- ⑥想定される危険や安全確保方法
- ⑦業務の「内容」（何をするのか）、「目的」（なぜ、それをするのか）、「ゴール」（業務終了時、どのようになっているか）等

## 6. 受援業務の開始・状況把握【各業務（庁内全体）】

各業務の受援担当者は、応援職員等と業務を始めるにあたり、業務を円滑に進めるため、業務の実施方針や見通しについて調整を行う機会を設けるなど状況認識の統一を図るよう努める。

各業務の受援担当者は、応援職員等と定期的に打合せを行い、本市の災害対策本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、応援職員等による活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。

庁内全体の受援担当者は、応援職員等の代表者等が本市の災害対応全般について把握する機会として、災害対策本部会議への出席を依頼する。

## 7. 撤収調整（応援の終了）【各業務（庁内全体）】

各業務の受援担当者は、受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討した上で、応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を決定する。

応援の終了を決定する場合は、庁内全体の受援担当者と情報共有する。

## 8. 精算【庁内全体】

県や応援職員等派遣機関と調整の上、実費・弁償の手続きを行う。

### 3 県への職員派遣要請について

#### (1) 彩の国災害派遣チームの概要

被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合、「埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定」及び「埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱」に基づき、県及び県内市町村が人的相互応援を実施する。

応援の際には、県・市町村合同で「彩の国災害派遣チーム」が編成される。

※国や関係機関によりルールのある職種の派遣や、3か月程度以上の中・長期間の派遣は彩の国災害派遣チームの対象外。

項目		職種、業務内容	災害派遣チーム
短期派遣	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道・下水道施設要員、保健師、看護師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、農地・農業用施設復旧要員、土木技術職員など	原則、対象としない
	その他の職種	災害対策本部事務局運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援など	<u>対象とする</u>
中・長期派遣	—		原則、対象としない

彩の国災害派遣チームの役割分担は以下のとおり。

No	隊名	1 隊 人数	主な 活動場所	業務内容
①	リーダー	1 人	市町村 庁舎	派遣チームの統括
②	サブリーダー	1 人	市町村 庁舎	リーダーの補佐、不在時の代理
③	現地受援隊 ※④から⑪の二ーズ が不明な段階は、 「先遣隊」の名称 とする。	4 人	市町村 庁舎	市町村災害対策本部がある庁舎で、受 援市町村や県受援支部との連絡調整 を行う。また、リーダーを補佐し各隊 の統括や後方支援を行う。 現地受援連絡所や現地受援本部を設 置した場合は、その運営員となる。
④	災対本部支援隊	4 人	市町村 庁舎	市町村災害対策本部事務局や防災部 局で、災害対策の助言や災害情報の収 集、対応等の支援を行う。
⑤	避難所支援隊	4 人	避難所	避難所や一時滞在施設等で運営支援 を行う。
⑥	物資搬出入支援隊	4 人	物資拠点	救援物資の搬出入、仕分、管理、保管 等の支援を行う。
⑦	住家被害認定支援隊	4 人	被災住家	住家の被害認定の支援を行う。
⑧	罹災証明支援隊	4 人	市町村 庁舎	罹災証明交付の支援を行う。
⑨	窓口業務支援隊	4 人	市町村 庁舎	各種相談、被災者生活再建支援金や 県・市町村被災者生活再建支援金等の 受付の支援を行う。
⑩	ボランティア支援隊	4 人	ボランテ ィアセン ター	社会福祉協議会が行う災害ボランテ ィアセンター運営の支援を行う。
⑪	その他必要な隊	4 人	その他	その他の必要な支援を行う。

※人数は目安であり、業務内容に応じて増減又は第1 物資搬出入支援隊、第2  
物資搬出入支援隊のように同一隊を増強して対応する。

## 参考：県による彩の国災害派遣チーム派遣の流れ

### 1 次要請（県支部へ応援要請）

想定：局地災害

- ① 被災市町村（受援市町村）は所管の県支部（県受援支部）へ人的要請する。ただし、東京湾北部地震等の大規模地震や被災により市町村機能が低下した場合は、市町村の要請によらず、県統括部の指示で被害状況を踏まえたプッシュ型支援を行う。
- ② 県受援支部は県統括部へ報告する。県統括部は職員派遣の可否を総合的に判断し、県受援支部へ指示する。
- ③ 県受援支部は管内市町村（応援市町村）、県地域機関（県応援地域機関）へ人的要請する。
- ④ 応援市町村、県応援地域機関は受援市町村へ職員を派遣する。

### 2 次要請（県統括部へ応援要請）

想定：広域災害

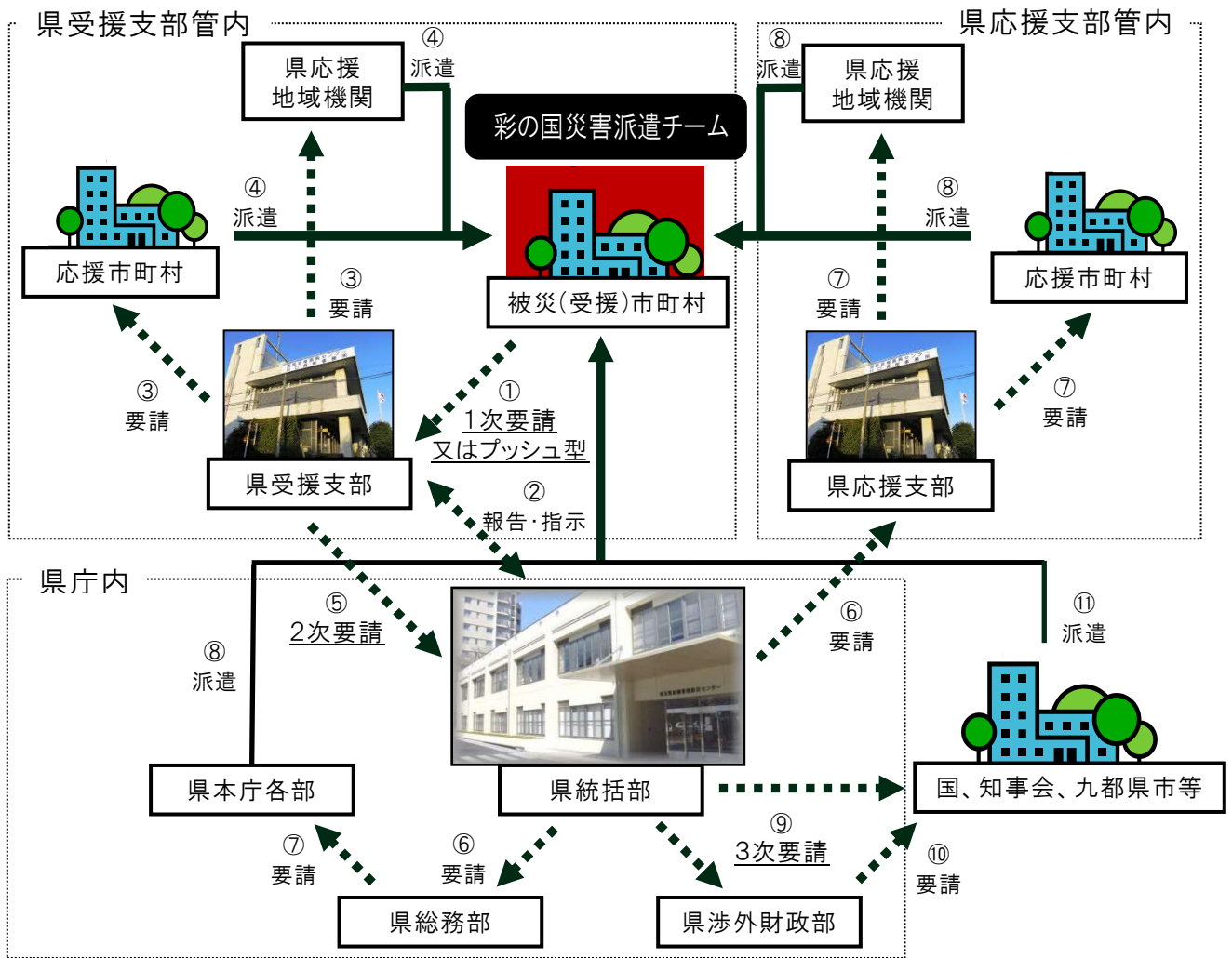
- ⑤ ④の職員派遣で不足すると県統括部が認める場合、県受援支部は県統括部へ人的要請する。
- ⑥ 県統括部は県受援支部以外の県支部（県応援支部）、県総務部へ人的要請する。
- ⑦ 県応援支部は管内市町村（応援市町村）、県地域機関（県応援地域機関）へ、県総務部は県本庁各部へ人的要請する。
- ⑧ 応援市町村、県応援地域機関、県本庁各部は受援市町村へ職員を派遣する。

### 3 次要請（県外へ応援要請）

想定：甚大な広域災害

- ⑨ ⑧の職員派遣で不足すると県統括部が認める場合、県統括部は県渉外財政部又は国へ人的要請する。
- ⑩ 県渉外財政部は知事会、九都県市等へ人的要請する。
- ⑪ 国、知事会、九都県市等は受援市町村へ職員を派遣する。

※被災で県支部機能が低下等した場合は、県統括部が県支部の全部又は一部の事務を行う。



(2) 県への職員派遣要請の流れ

十分かつ迅速に応急対策等を実施することが困難な場合、庁内全体の受援担当者は県行田支部へ職員派遣を要請する。

要請にあたり、

- ・埼玉県・市町村人的相互応援実施マニュアル（平成30年2月策定）様式（以下、様式）1「職員派遣【要請】リスト」
  - ・埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱様式第1号「埼玉県・市町村人的相互応援派遣要請依頼書」
- を作成する（各様式は「第13章 資料・様式一覧」を参照）。

※被災により市町村機能が低下した場合は、県は市町村の要請によらず、被害状況を踏まえたプッシュ型支援を行う。その場合、職員派遣要請リストは県が作成する。

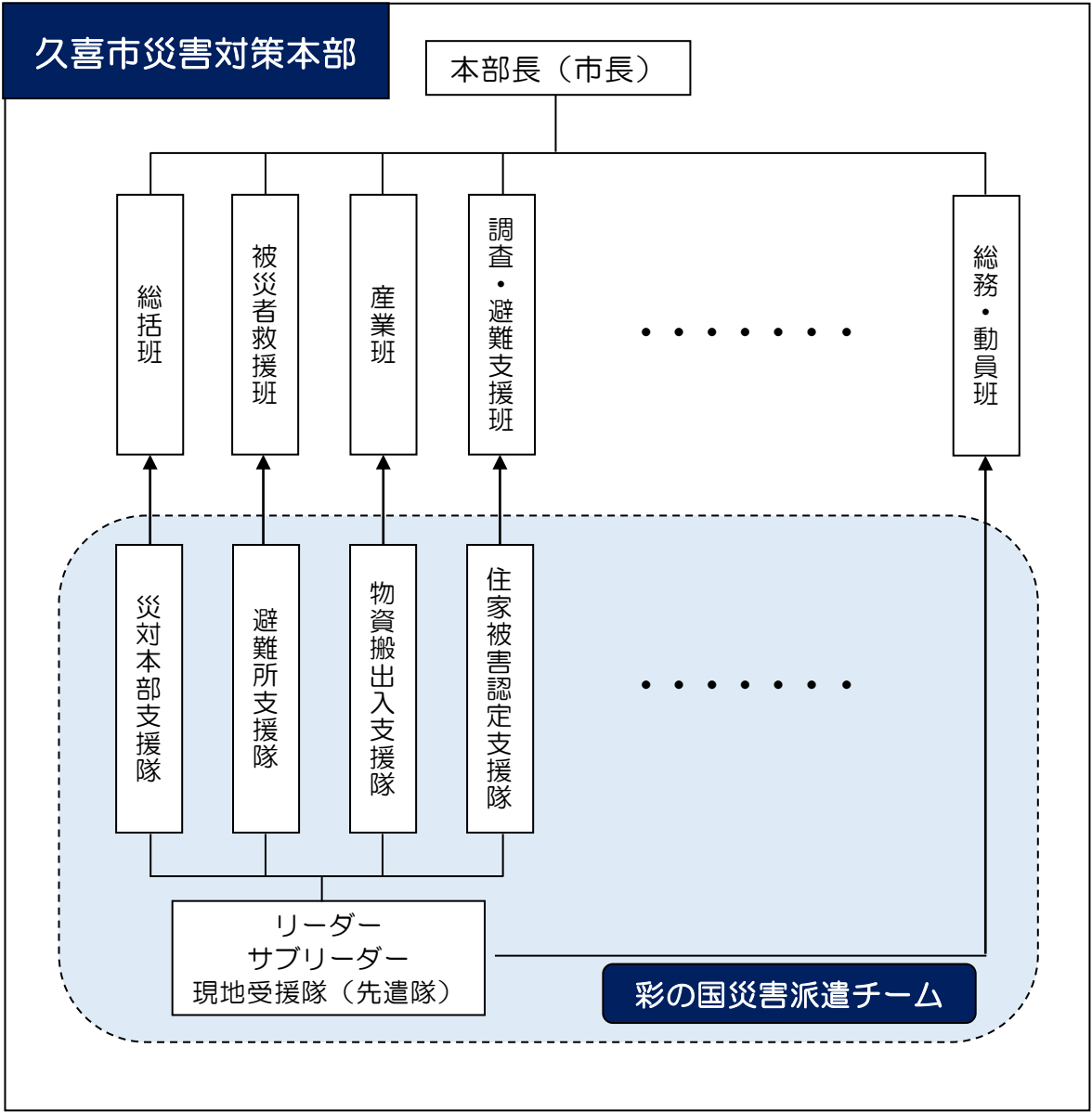
彩の国災害派遣チームの編成が決定されると、県行田支部から、

- ・様式4「職員派遣【配分】リスト」
- ・様式5「彩の国災害派遣チーム編成表」
- ・様式6「派遣指示書」

が送付されるので、隊の構成、人数を把握し、執務スペースの確保等受け入れの準備を行う。

派遣チーム各隊は、活動場所への到着後、本市の各業務を担当する班の指揮下に入り支援する。リーダー、サブリーダー、現地受援隊は本市の総務・動員班の指揮下に入りつつ、各隊と派遣元団体との後方支援等の連絡調整の間に入る。





(3) 行動計画適用による県のプッシュ型支援について

県被害想定である次の震度6弱以上の地震が発生した場合は、県は埼玉県・市町村人的相互応援実施マニュアル様式8のとおり定めている行動計画を適用し、プッシュ型支援として派遣の実施を開始する。

- ㊦東京湾北部地震            ㊧茨城県南部地震  
㊨元禄型関東地震           ㊩立川断層帯地震

※その他の県被害想定である関東平野北西縁断層帯地震は、県内すべての市町村で震度5弱以上となり、迅速な応援が困難と予想されるため、行動計画の策定及び適用は行わない。

本市における被害が少なく職員派遣が不要な場合、県へその旨連絡する。

行動計画が適用される場合、県により彩の国災害派遣チームの編成が決定される。

以降の流れは「(2) 県への職員派遣要請の流れ」と同様。

(4) 応急対策職員派遣制度について

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

応援職員の派遣は、目的により以下の2チームに分けられる。

①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援（対口支援チーム）

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。
- ・第1段階支援においては、被災地域ブロック（関東ブロックは東京都、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）内の都道府県（管内市町村含む）、又は指定都市が対口支援団体となり応援職員を派遣する。
- ・第1段階支援だけでは対応が困難な場合、第2段階支援として全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。

②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（総括支援チーム）

- ・総務省の名簿に登録された「災害マネジメント総括支援員」及びその補助である「災害マネジメント支援員」等で構成する「総括支援チーム」を被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整を行う。
- ・被災市区町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必

要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて被災市区町村応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

本市から県へ人的応援を要請し、県が県内自治体だけでは応援を実施することが困難と判断した際には、県から関係機関へ応援対策職員派遣制度に基づく応援を要請する。

## 第11章 業務継続の課題と対策

### 1 人的資源に関する課題と対策

#### (1) 庁外からの応援体制の確立

災害の発生に備えて、他団体等と応援職員等に関する協定を締結している。

大規模な危機の発生時でも、協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検証し、協定内容や新たな協定先を検討する。

#### (2) 受託業者の業務継続体制の確保

重要業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者が大規模な危機の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

また、可能である場合でも、何らかの理由により継続が困難になった場合に備え、代替業者を選定し、当該業者にその旨を周知するなどの対応策を検討する。同様に、重要業務の実施に必要な物資の調達についても、調達先の体制を確認するとともに、必要に応じて代替調達先や備蓄等を検討する。

### 2 物的資源に関する課題と対策

#### (1) 執務環境の確保

ガラスの破損やオフィス家具等の転倒により、職員の身体に危険があるほか、庁舎内への出入りに相当な困難が予想される。

執務の被害を軽減するため、あらかじめ、ガラスの飛散防止措置やオフィス家具等の転倒防止措置の実施など、執務環境を確保する。

### 3 情報に関する課題と対策

#### (1) 情報システムの早期復旧体制の確立

情報システムの耐震化、非常用発電機による同システムの運用継続体制、並びに各課が独自に管理するサーバーの早期復旧体制を確立しておく必要がある。

## 第12章 計画の推進

### 1 研修・訓練の実施

本市の全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、一人ひとりの職員に課せられた役割を果たすことができるよう、職員に対する教育・研修・訓練を行い、その対応能力の向上に努めるものとする。今後、市勢状況の変化や人事異動による各職員の役割や業務の取り扱い方法等が変わることを考慮すると、毎年度1回は訓練等の取り組みを行う。

このような取り組みを継続的にを行い、いざというときに速やかに本計画を遂行できるよう、平常時より準備しておくこととする。

訓練等を通じて収集される情報や対応等は、適切に記録を残すことで、どのような課題が明らかになったのかを抽出することができ、改善を図るきっかけとなる。同様に、災害が発生した場合にも、訓練と同様に情報収集や記録の整備を行うことで、今後の対応の改善に活かすことが期待される。

### 2 計画の見直し

#### (1) 点検・見直しの基準

本計画では、訓練等を通じて問題点を洗い出し、是正すべきところを改善し、計画を更新するという継続的改善に取り組むことで、その実効性を向上させる。具体的には、本計画作成後に各所属の責任者は、以下に挙げるような事項について、実施状況を点検することで、計画の点検・見直しを行うものとする。

- ・業務の優先度評価・目標復旧時間の変更
- ・業務内容・担当職員の変更
- ・業務に必要な資源の変更

特に、地域防災計画に修正があった場合には、その内容を本計画に反映する。両計画の整合性を図りつつ、業務遂行の実効性を高めていく。

その他、国及び埼玉県の計画やガイドラインに変更があった場合、又は組織改正等があった場合にも、本計画の見直しを行うものとする。

また、訓練等において明らかになった問題点を踏まえて、必要となった人員や資機（器）材等を必要量確保できるよう検討する。

(2) 進行管理

本計画の点検・見直しに際しては、所属ごとに業務に精通した担当者を専任し、人事異動に伴う参集予測の見直しや非常時優先業務継続体制に関わる課題への対応処置等、不断の点検・見直しを行うものとする。

## 第 13 章 資料・様式一覧

※各資料・様式は別添参照

- 1 資料 1 職員参集予測
- 2 資料 2 業務継続計画(地震編) 情報整理シート
- 3 様式 1 職員派遣【要請】リスト  
(埼玉県・市町村人の相互応援実施マニュアル(平成30年2月策定))
- 4 様式第1号 埼玉県・市町村人の相互応援派遣要請依頼書  
(埼玉県・市町村人の相互応援に関する要綱(令和3年4月1日施行))

久喜市業務継続計画〈地震編〉・受援計画

平成26年3月策定  
令和 6年4月改定

久喜市市長公室危機管理課危機管理係